

原 第 122 号  
令和4年2月17日

中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員 清 水 希 茂 様

松江市長 上 定 昭 仁



原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策  
について (回答)

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条の規定  
に基づき、平成25年11月21日付け電源総第22号で申し入れのあった標  
記の件については、了解することとしましたので通知します。

なお、別紙の要請事項について遵守されるよう要請します。

## 要 請 事 項

1. 原子力規制委員会に対し別添のとおり要請するので、適切に対応すること。
2. 原子力規制委員会の設計及び工事計画認可申請や保安規定変更認可申請の審査の状況については、適宜、市及び市民に丁寧な情報提供を行うこと。
3. 原子力発電所の安全対策については、常に最新の知見を反映すること。
4. 地域住民の安心・安全の確保及び島根原子力発電所の安全性向上のため、社員個々から組織全体の安全文化醸成に不断に取り組むとともに、その情報を適切に提供すること。
5. 島根原子力発電所の防災対策については、福島第一原子力発電所の事故対応の教訓を踏まえ、様々な実動訓練を重ねながら、要員の対応能力の向上に努め、PAZをはじめとする周辺住民のリスクを最大限低減させること。
6. 市が策定する避難計画等の原子力防災対策の実効性向上のため、防災要員の派遣や防災資機材の提供など全社を挙げて対応すること。
7. 原子力部門や研究施設等の本社機能移転について、島根原子力発電所の安全性の向上や市民への理解促進のため、長期的且つ多角的な視点を持ち、実現に向けて検討すること。

## 原子力規制委員会に対する要請事項

1. 島根原子力発電所2号機の設計及び工事計画認可申請や保安規定変更認可申請の審査などにあたって、市民の安心・安全を確保する観点から、厳格な審査を行うこと。
2. 福島第一原子力発電所の事故分析の進捗による知見や、国内外から得られた安全性の向上に関する新たな知見については、速やかに規制基準に反映し、中国電力株式会社に対して適用を求めるなど、原子力発電所の安全性向上に不断に取り組むこと。
3. 中国電力株式会社が、過去に不適切な事案を発生させたことを踏まえ、日常的な規制検査においても、適切かつ厳格な指導を行うこと。